

印鑑登録等申請書兼
印鑑登録証亡失等届

犬山市長 様

令和 年 月 日

申請の区分	1 印鑑登録	廃止等の理由 <input type="checkbox"/> 登録印鑑の変更・紛失 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	2 印鑑登録証再交付						
	3 印鑑登録印廃止						
	4 印鑑登録証亡失						
<table border="1"> <tr> <td>登録印</td> <td rowspan="4">住所 犬山市 (電話)</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>旧氏</td> </tr> </table>	登録印	住所 犬山市 (電話)		氏名	旧氏	住所 犬山市	生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	登録印		住所 犬山市 (電話)				
	氏名						
旧氏							
氏名							
旧氏							
申請者	上記のとおり、申請します。 1 本人 2 代理人						
	代理人	住所	(電話)				
		氏名	印				
		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日				

受領書	印鑑登録証を受領しました。 令和 年 月 日
	受領者氏名

本人確認欄	種類	種類	
	1 免許証	1 免許証	
	2 許可証	2 許可証	
	3 身分証明書	3 身分証明書	
	4 保証書	4 その他 ()	
5 その他 ()	旧印鑑登録証番号		
	印鑑登録証番号	旧印鑑登録証	回収 未回収
処理欄			

〔注意事項〕

- 1 太枠の中だけ書いてください。受領書は印鑑登録証受領時に記入して下さい。
- 2 旧氏欄は、旧氏記載請求した方のみ記入して下さい。
- 3 15才未満の者及び成年被後見人は登録を受けることはできません。
- 4 本人が印鑑登録の申請を行う場合で、官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書で本人の写真を貼付したものを持参したとき又は裏面の保証書により、本人に相違ないことを保証されたときは、即日登録できます。
- 5 本人が印鑑登録の申請を行う場合で、上記免許証等の提示のないとき及び代理人が申請を行う場合には、照会書を発送しますので、即日登録はできません。
- 6 代理人が印鑑登録又は印鑑登録印廃止の申請を行う場合は、「委任の旨を証する書面」が必要です。
- 7 本人又は代理人が印鑑登録証再交付及び廃止の申請を行う場合は、印鑑登録証を添えて、申請して下さい。